

久喜市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針

平成 22 年 5 月 13 日市長決裁

地方自治法の一部改正(平成 15 年 9 月 2 日施行)により、公の施設(以下「施設」という。)の管理運営に「指定管理者制度」が導入され、新たに民間事業者による管理運営ができるようになった。指定管理者制度の目的は、市民ニーズに応じた行政サービスを提供し、施設の効率的な管理運営を図ることである。

新たに指定管理者制度の導入又は指定期間の終了に伴い再度指定手続きを進める場合の基本的事項を整理し、市として全庁的に取り組むべき指定管理者制度の運用方針を定めるものである。

1 施設の管理方針

(1) 指定管理者制度の検討

多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、施設の性格・設置目的、管理運営方法等を精査した上で、直営で管理するよりも、民間の専門的知識等が活用でき、市民サービスの更なる向上と施設の管理運営コストの削減ができると判断した場合は、積極的に指定管理者制度へ移行する。

ただし、道路法、河川法、学校教育法等の個別法の規定により、管理者が限定されている施設については、指定管理者制度を導入しないものとする。

(2) 施設の管理運営方法の検討に際しての留意事項

新たに指定管理者制度を導入するか、施設の管理運営方法(直営か指定管理者制度の選択)の検討に際しては、「久喜市公の施設管理運営検討委員会」を設置し、次のような観点を基に総合的に検討する。

ア 利用者サービスの向上

民間の専門的知識等の活用により、利用者サービスが向上するもの

イ 管理運営コストの削減

競争の原理、民間の専門的知識等の活用により、管理運営コストの削減が実施できるもの

ウ 経営能力の活用

利用料金制度の採用等により、指定管理者の経営能力が活用され、施設の利用促進が期待できるもの

エ 民間参入の可能性

行政以外に同様のサービスを提供できる民間事業者等が存在するもの

II 指定管理者制度の方針

(1) 指定管理者の業務範囲

指定管理者の業務範囲については、施設の設置目的及び業務内容を参考に、施設の設置条例の中に規定し、明確にする。

(2) 公募の実施

指定管理者の選定方法は、指定管理者制度の趣旨が「民間活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ること」であることから、原則として公募により行う方向で検討する。

ただし、次のような施設については、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

ア 施設の性質等により公募に適さないと認めるとき

イ 公募に対し応募がないとき

ウ 適当と認められる指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体がないとき

※ なお、公募とするか非公募とするかは、各施設所管課の方針を参考に市長が決定する。

(3) 公募の方法

指定管理者制度を最大限活用するため、施設の運営の効率性や応募可能な団体をなるべく増やすという観点から、複数の施設を一括で公募することや、複数の団体が共同で申請を行うことも可能とする。

なお、複数の施設を一括で公募する場合は、同一指定管理者に管理を行わせて問題がないか十分に検討する。

指定管理者の募集に係る情報は、広報紙や市ホームページ等に掲載するなど周知に努める。

(4) 募集の条件

公募により選定する場合は、十分な競争原理が働くよう多くの団体に開放されるように努めるものとするが、適正な管理運営体制を確保するために、職員の配置基準等の必要な事項は明確にする。

(5) 指定期間

指定期間は、原則として3年～5年とし、施設の特性等を考慮の上、各施設所管課の方針を参考に市長が決定する。

Ⅲ 指定管理者の選定

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の選定にあたっては、「久喜市指定管理者候補者選定委員会」を設置する。選定委員会には、施設管理に専門的な知識を有する外部委員を含めたものとする。

(2) 選定基準の作成

選定にあたっては、選定基準を作成し、募集要項や仕様書などで事前に示しておく。

Ⅳ 指定管理者制度の運用

(1) 協定書の締結

指定管理者の指定の議決後、指定管理者は、市長と施設の管理に関する協定書を締結する。

(2) 報告・実地調査・指示

指定管理者に対して施設の管理の適正を期するため、その施設の管理運営状況等について、定期に又は臨時に報告を求め、必要に応じて実地調査を行い、指示をする。

(3) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、施設の管理の業務の実施状況や利用状況、料金の収入や管理経費等の収支状況、事業の実施状況等に関する事業報告書を提出する。

(4) 指定管理者の評価

各年度終了後、指定管理者制度を導入している施設の適正な管理運営を推進するため、指定管理者の管理運営に関する評価を行う。

評価は、指定管理者が評価シートを作成し、施設所管課で一次評価を、久喜市公の施設管理運営検討委員会で二次評価を実施する。

評価は、客観的に行うとともに、その評価結果を次年度以降の運営改善や指定管理者の更新の際に活用する。

V 指定管理者制度の導入・再度指定のスケジュール

指定管理者制度を導入する場合、又は指定期間の終了に伴い再度指定手続きを進める場合の標準的な事務処理スケジュールは次のとおりとする。

<平成〇〇年4月～6月>

- | |
|----------------------------|
| 1. 方針の決定
2. 募集要項・仕様書の作成 |
|----------------------------|

<平成〇〇年6月>

- | |
|----------------------|
| 3. 施設の設置条例の改正 (6月議会) |
|----------------------|

<平成〇〇年7月～9月>

- | |
|--------------------------|
| 4. 指定管理者の募集
5. 申請書の受理 |
|--------------------------|

<平成〇〇年9月～10月>

- | |
|---------------------|
| 6. 選定委員会による指定管理者の選定 |
|---------------------|

<平成〇〇年12月>

- | |
|------------------|
| 7. 指定の議決 (11月議会) |
|------------------|

<平成〇〇年1月～3月>

- | |
|--------------------------|
| 8. 指定管理者の指定
9. 協定書の締結 |
|--------------------------|

<平成〇〇年4月>

- | |
|-------------|
| 10. 管理業務の開始 |
|-------------|

VI 条例の制定又は改正

地方自治法第244条の2第1項の規定に、「指定管理者に公の施設の管理を行わせるには、条例の定めるところによらなければならない」とある。また同法第244条の2第4項には、「指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及びその業務の範囲その他の必要な事項を条例で定める」とある。

これまで指定管理者の指定の手続き等に関しては、指定管理者制度を導入している個別の施設設置条例により定めているが、指定管理者の指定の手続き等に関して統一した基準を定め取り組む必要があることから、「久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」を制定する。

本条例の制定に併せて、これまで個別の施設設置条例で規定している本条例と重複する事項は、個別の施設設置条例を改正する。

なお、指定管理者による管理に関する業務、利用料金に関する事項等、個別の施設設置条例に規定する必要がある事項に関しては、個別の施設設置条例により定めるものとする。

VII その他

適切な指定管理者制度の導入と運用を行うために、更に検討を続け、この指針の内容について継続的に検証を行い、必要に応じて見直しを行う。